

を責ふ

第十一條 執行委員會の決定に依り臨時組合長及補佐之を召集す

第十二條 理事半数以上の賛成者を得て理事會の開催を要求したるとき組合長補佐是れを召集する事を要す

第十三條 執行委員會は本組合の執行機關にして執行委員組合長並事務會計監查役を以て構成し大會並に理事會に對し責任を負ふものとす

第十四條 執行委員會は必要に依り臨時組合長補佐是を召集す

第十五條 執行委員會半数以上賛成者を得て執行委員會開催を要求したる場合に組合長補佐之れを召集す

第十六條 組合は左の役員を置く

一、組合長 一名 二、理事 一名

三、會計監查役 三名 四、執行委員 十五名

五、事務 三十名 六、事務組合部長 一名

七、農民組合部長 一名 八、商人組合部長 一名

九、青年組織部長 一名 十、宣傳部長 一名

十一、本部常任書記一名

第十七條 組合長は本組合代表として一切の會務を統理す本組合一切の會合に臨して議長を務む

イ、理事は組合長の補佐組合長事故ある場合は之れを代理す

ロ、理事は組合長の指示を受け本組合の會務を處理す

ハ、會計は本組合の金庫出納並に財政上の會務を處理す

ニ、會計監查役は會計事務一切を監督するものとす